

1 開催日 平成 26 年 12 月 25 日 (木)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 48 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 49 号 高知市公立学校教員の処分について

日程第 4 市教委第 50 号 高知市公立学校教員に係る措置について

4 報告

- ・平成 26 年 12 月高知市議会定例会について
- ・高知市中学校給食実施検討委員会検討のとりまとめについて
- ・高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について
- ・高知市立中学校生徒の問題行動について

5 出席者

(1) 委員	1 番委員長	谷 智 子
	2 番委員	山 本 和 正
	3 番委員	西 森 やよい
	4 番委員	野 並 誠 二
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	土 居 英 一
	教育次長	森 田 洋 介
	教育政策課長	高 岡 幸 史
	教育環境支援課長	森 一 正
	人権・こども支援課長	中 田 正 康
	人権・こども支援課生徒指導対策監	横 田 隆
	学校教育課長	野 村 能 教
	民権・文化財課長 (参事)	筒 井 秀 一
	教育政策課教育企画監	和 田 広 信
	学校教育課人事班長	弘 瀬 健一郎
	学校教育課指導主事	西 田 尚 弘
	教育政策課長補佐	宮 田 小 町
	教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
	教育政策課主任	横 田 由 紀子

1 平成 26 年 12 月 25 日（木） 午後 3 時～午後 5 時 15 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 3 時

**谷委員長**

ただいまから、第 1140 回高知市教育委員会 12 月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、山本委員お願いいたします。

**山本委員**

はい。

**谷委員長**

それでは、日程第 2 市教委第 48 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**民権・文化財課長**

民権・文化財課の筒井でございます。よろしくお願いいたします。

高知市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご説明を申し上げます。この委員会は、高知市文化財保護条例第 47 条におきまして、教育委員会に高知市文化財保護審議会を置くこととなっています。高知市文化財保護審議会については、「教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議をする。審議会は 15 名以内で組織する。任期は 2 年とする。」と定められているものでございます。今般、天然記念物の植物の専門の県立牧野植物園の学芸員である伊藤千恵委員が職場を変わられるということで牧野植物園に改めて推薦を依頼しまして植物の専門の田中伸幸氏を委員としてお願いしたいというものでございます。任期につきましては前任者の残任期間ということで、平成 27 年 1 月 1 日から平成 28 年 5 月 31 日までを予定しております。説明は以上です。

**谷委員長**

この件について質疑等はございませんか。

**委員一同**

————— 【な し】 —————

**谷委員長**

それではこの件の質疑を終了し、採決に移ります。市教委第 48 号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

**谷委員長**

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 48 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 3 市教委第 49 号「高知市公立学校教員の処分について」を議題とします。この案件及び日程第 4 市教委第 50 号「高知市公立学校教員に係る措置について」は、人事案件のため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

**委員一同**

————— 【異 議 な し】 —————

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第 10 条の規定に基づき秘密会とし、同規則第 13 条第 4 項の規定に基づき会議録に記載しない。)

## 谷委員長

秘密会を解きます。

続いて報告事項です。「平成 26 年 12 月高知市議会定例会について」、事務局の説明をお願いします。

## 教育政策課課長補佐

教育政策課の宮田でございます。平成 26 年 12 月議会個人質問概要教育委員会関係と書きました資料をご覧ください。12 月 5 日から 12 月 19 日の期間で行われました市議会定例会個人質問において出されました教育委員会に関わる質問の概要について、簡単に説明させていただきます。

教育委員会関係は、質問議員 17 人中 10 人から 65 問の質問をいただきました。主な内容としましては、中学校給食関連の質問が 27 問ございました。また、「小学校 1 年生の 35 人学級から 40 人学級へ見直そうとする国の動向について」、「高知チャレンジ塾の分析」、「土佐山学舎での教育内容について」、「土曜日授業の研究・検討について」、「災害時の緊急連絡網について」など、多岐に渡る質問がございました。

中でも、中学校給食につきましては、中学校給食の全校実施に向けた取組・方針に関する質問に対し、「成長期にある中学生にとって、栄養バランスのとれた食事をとることは非常に大切であると考えており、中学校給食の実施は必要であり、早期の実施に向けて考えますとセンター方式が望ましいものと考えております。」との答弁を行ったところでございます。

また、中学校給食実施の時期についての質問に対しましては、「今後は、建設候補地の選定、用地買収、造成工事、建設工事を行う予定となっております。給食開始までは、3～4年かかるものと考えております。」との答弁を行ったところでございます。

なお、詳細につきましては、お手元の資料をご覧くださいと思います。説明は以上でございます。

## 谷委員長

ありがとうございました。この件について、質疑等はありませんか。

## 委員一同

————— 【な し】 —————

## 谷委員長

では次に、「高知市中学校給食実施検討委員会検討のとりまとめについて」、事務局の説明をお願いします。

## 教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。高知市中学校給食実施検討委員会検討のとりまとめを含めまして、高知市立中学校における給食の実施についてご報告いたします。高知市立中学校における給食の実施について（概要版）と書いた資料を基に、高知市立中学校における給食の実施について説明をさせていただきます。まず経緯・現況でございます。高知市におきましては、これまでに中学校給食の実施を含む検討をしてみられました。平成 8 年からは「中学校給食を考える会」において、親子方式あるいは、業者による弁当販売による給食の実施を検討してみましたが、この最中、堺市におきまして腸管出血性大腸菌 O 1 5 7 による集団食中毒事故が発生し、新たに設けられました学校給食の衛生管理の基準により、実施を断念した経過がございます。教育委員会といたしましては、これまで中学校給食の実施の必要性を感じていたものの、財政の再建又は学校の耐震化を優先してきたために中学校給食の実施が遅れてきた経過がございます。成長期にある中学生にとって栄養バランスのとれた食事を摂ることは、非常に大切であり、また耐震化の目途もついたことから外部の委員も含めた検討委員会を立ち上げて中学校給食実施について検討することといたしました。

続きまして、中学校給食検討委員会の検討結果についてでございます。まず、中学校給食が必要かどうかについて検討していただきましたところ、全ての委員から「中学校給食は必要である。」とい

う結論をいただきました。続きまして、実施方法についてご検討いただきました。実施方法としては、自分の学校で給食を作る自校方式、近隣の小学校で中学校分も作って給食を提供する親子方式あるいはセンター方式の3つの方法について、ご検討いただきました。それぞれにメリット、デメリットがございますが、検討委員会の結論といたしましては、中学校給食の早期実施には、複数のセンター方式が最善であるという結論をいただきました。教育長が議会で答弁した4つの理由といたしまして、一つ目は、現行の新しい衛生管理基準に合う調理場を建設する敷地面積がない学校が多い。二つ目に、新しい衛生管理基準のもとで建設されるセンターでは衛生管理がきちんとしていて汚染の危険性が低い。また、食物アレルギー対応も個別の専用室での調理が可能である。三つ目に、運用経費ですが、初期経費に20年間の運営費を加えると、センター方式が安価である。四つ目に災害対応でございますが、南海トラフ巨大地震が発生した場合、長期浸水が予想される学校は、小学校は41校中20校、中学校は19校中10校あり、これらの学校は、一定期間、給食ができない状態になると考えられます。これに加えて、避難所への炊き出し等もできるセンター方式が有利である。以上の理由でセンター方式が最善であるという結論をいただきました。

検討委員会の中では、今後の検討課題として、三点ご意見をいただいております。一点目としては、学校経営への配慮です。ハードの整備とともに十分な配膳、喫食時間の確保あるいはセンターとの調整、連携体制といったソフト面での仕組みづくりが不可欠である。二点目といたしましては、食育を担う人材の確保と体制整備です。センターに栄養教諭等が配置されますが、栄養教諭等だけに食育をまかすのではなく、各中学校の教員、校区内の小学校配置の栄養教諭との連携やネットワークづくりが必要である。そして三点目として、実効性の高い地産地消の推進です。今まで高知市で進めてきました地産地消をセンター化しても進めるために、適切な調達・使用量になるよう献立のブロック数を見直す必要がある。このような三つのご意見をいただいております。今後につきましては、お手元の資料の右側にもありますスケジュールに従いまして、平成30年度の中学校給食の開始をめざしております。そして、センターは高知市の東西に2か所建設することを検討しております。資料の裏面には経費とこれまでの審議経過を記載しております。説明は以上でございます。

#### 谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

#### 委員一同

————— 【な し】 —————

#### 谷委員長

では次に、「高知市学校給食調理業務委託事業の優先交渉権者の決定について」、事務局の説明をお願いします。

#### 教育環境支援課長

教育環境支援課の森でございます。平成27年度高知市学校給食調理の民間委託事業者の選定結果についてご報告いたします。お手元の資料の1ページをご覧ください。まず今回、事業対象となりましたのは四つございます。一つ目としては高知市立初月小学校・泉野小学校給食調理業務委託事業、二つ目としては高知市立鏡学校給食センター給食調理等業務委託事業、三つ目としては高知市立神田小学校給食調理業務委託事業、四つ目としては高知市立一宮小学校給食調理業務委託事業となっております。初月小学校・泉野小学校と鏡学校給食センターについては、二回目の委託となります。三年間の初期委託が終わりまして、今回からは五年間の長期契約となります。神田小学校と一宮小学校については、新規の委託となりまして三年間の委託期間となります。結果といたしまして、初月小学校・泉野小学校につきましては株式会社メフォス、鏡学校給食センターにつきましては株式会社高南メディカル、神田小学校につきましては株式会社高南メディカル、一宮小学校につきましては株式会社メフォスが優先交渉権者となっております。今回、鏡学校給食センターにつきましては、これまでは有限会社川上食品が受託しておりましたが、今回は株式会社高南メディカルが優先交渉権者となっております。

続きまして、2ページの応募状況でございます。事業者の説明会への参加は、6事業者ございました。そのうち日本国民食株式会社、東京ケータリング株式会社につきましては、説明会には参加いたしましたが、今回のプロポーザルには参加しませんでした。応募事業者でございますが、初月小学校・泉野小学校につきましては株式会社メフォスと有限会社川上食品の2事業者、鏡学校給食センターにつきましては株式会社高南メディカルと有限会社川上食品の2事業者、神田小学校と一宮小学校につきましてはシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社、株式会社高南メディカル、株式会社メフォス及び有限会社川上食品の4事業者でございました。選定方法につきましては、各事業者の提案書類、プレゼンテーション及びヒアリング審査を行い、各選定委員の評価点の合計により、選定をいたしました。一番下に集計結果がございます。初月小学校・泉野小学校につきましては2,100点満点中1,629点で株式会社メフォス、鏡学校給食センターにつきましては2,100点満点中1,628点で株式会社高南メディカル、神田小学校につきましては1,890点満点中1,392点で株式会社高南メディカル、一宮小学校につきましては1,890点満点中1,329点で株式会社メフォスが優先交渉権者となりました。それぞれ優先交渉権者の選定理由につきましては、5ページに載せてありますが、委員が選んだ理由としましては、これまでの実績、衛生管理、地産地消、食育に対する熱意といったものとなっております。説明は以上でございます。

#### 谷委員長

この件について、質疑等はございませんか。

#### 西森委員

神田小学校は、株式会社高南メディカルが選定されています。見積額と地域加算以外の評価点は、全てB社が上回っていますが、単純に評価点の合計で判断するということになるのでしょうか。

#### 教育環境支援課長

私達の考えといたしましては、地域を大事にしないといけない。しかも衛生管理等の面もしっかり見ていかなくてはいけないということがあります。委員の合計点が60%に達しない場合は、失格となります。衛生管理やサービス向上についても合格点はあげられ、その上で地域を大事にするということで株式会社高南メディカルが選定されたという事になっています。

#### 西森委員

ありがとうございました。

#### 谷委員長

他にはございませんか。

#### 委員一同

————— 【 な し 】 —————

#### 谷委員長

では以上でこの件については終わります。

次に「高知市立中学校生徒の問題行動について」ですが、この案件は、個人情報に関わるため秘密会といたします。よろしいでしょうか。

#### 委員一同

————— 【 異 議 な し 】 —————

(この案件は、高知市教育委員会会議規則第10条の規定に基づき秘密会とし、同規則第13条第4項の規定に基づき会議録に記載しない。)

#### 谷委員長

秘密会を解きます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。これで教育委員会を閉会いたします。

閉会 午後5時15分

署名

委員長

---

2番委員

---